

農業委員会だより

編集／発行 那須塩原市農業委員会 那須塩原市共墾社 108-2 TEL 0287-62-7186



農業委員会では、農地転用申請があった農地について、地元の農業委員による地元調査のほか、農業委員3名から4名で編成する調査班が現地調査を行い、総会で審議をしています。

9月号
令和4(2022)年
No.41

主な内容

- 令和4年度市への意見及び回答……………2、3、4
- 刈払機安全衛生講習会の紹介……………5
- 人・農地プランの実現に向けた取り組み……………6
- 農地転用のお知らせ……………7
- 活動日誌、産直紹介『塩原ものり語り館』、
全国農業新聞のお知らせ……………8

令和4年度農地等利用の最適化推進に関する意見書と回答



渡辺市長 君島農業委員会会長

令和4年3月10日に那須塩原市に提出した「令和4年度農地等の利用の最適化推進に関する意見書」について、7月4日に市長から回答がありました。全文を掲載いたします。

1 新規就農支援に関すること

(1) 新規就農者への市独自の経済的な支援について

農業従事者の確保は喫緊の課題であり、就農希望者が就農先を選ぶ際、本市に誘導するために有効な施策が必要である。また、農家子弟の場合も、就農時には農業用機械の免許取得費用等の初期投資が必要であるが、就農時は所得が少なく安定しない。

ついでに、市独自の経営資金の助成や生産活力の増強を誘導するためと、学卒時の親元への就農を促進するための経済的な支援を講じること。

【回答】

令和3年度から、国と市が一体と

なつて支援を行う「経営継承・発展支援事業」がスタートした。本事業は、先代事業者の経営を継承した後継者に対し、経営発展に向けた取組の必要な経費を、国と市で2分の1ずつ負担して、上限100万円補助する制度である。本市においては、これらに活用されている。市としては、引き続ききめ細やかな支援に取り組みんでいく。

(2) 女性に対する各種支援メニューの情報発信等について

女性農業者は、農業と地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化等の担い手としても期待されているが、女性の就農に関しては、「力作業が多い」、「農場におけるトイレが不便」、「大型機械の操作が難しい」など、困難なことが多くある。また、国で女性が活用できる各種支援メニューを用意しているが、認知度が低い状況である。

ついでに、市独自の女性の就農促進や女性農業者の活躍に資する施策を講じるとともに国の各種支援メニューについて、分かり易い情報発信を行うこと。

【回答】

令和2年度から3年度にかけて、市内においてスマート農業実証試験を行った。自動灌水監視システムやドローンなどのスマート農業の技術を導入することにより、省力化が図られる農作

業が多くあり、女性だけでなく、新規就農者にも効果があると考えられる。このような結果を受け、今年度からスマート農業などの新しい取組を行う農業者を対象に、「次世代農業チャレンジ事業」をスタートした。女性にも就農しやすい環境づくりを目指し、スマート農業の普及・啓発及び国・県の補助事業についての情報発信を積極的に行っていく。

2 担い手への農地利用の集積・集約に関すること

(1) 農地の貸借を推進するための関連施策の改善について

農業従事者が減少し高齢化が続く中、将来に渡り農地を守るため、市及び農業委員会が連携し、担い手に対する農地利用の集積・集約化を推進している。条件の良い農地の貸借はおおむね進んでいると思われるが、進入路に問題があるなど条件の悪い農地については、貸付の意向がある場合でも、借入要件に合わず農地バンクの利用ができず、また、このような農地は一般の貸借も難しく、遊休農地化が危惧されることである。

ついでに、農地バンクの借入要件の緩和など、貸付意向のある全ての農地の貸借が可能となるよう、関連施策の改善について、国・県に働きかけること。

【回答】

本年5月に農地の集約化と人の確保・育成、農地保全による荒廃防止などを目指す人・農地関連法が成立した。その中で、将来の農地利用の姿を描き、計画的に集積・集約化を進める地域計画（人・農地プラン）が法定化された。

今後は、農業委員会にて作成する目標地図を基に、地域計画を策定し、達成に向けた取組をすすめていくことになる。これまで以上に、農業委員会、県、農業公社等関係機関と連携しながら農地利用の集積・集約化を推進していきたい。

(2) 小規模農地の耕作条件の改善について

農地の集積・集約化を推進するうえで、農道や進入路の整備、土層改良等により耕作条件の改善が必要な農地が数多く存在する。

ついでに、このような地域の多様なニーズに応じるため、国の事業「農地耕作条件改善事業」などに積極的に取り組むこと。また、当該事業の対象外となるケース等に対応するため、市独自の有効な施策を講じること。

【回答】

農地耕作条件改善事業は、農地中間管理事業と連携した担い手への集積・集約化へ向けた取組を促進し、耕作条件の改善を推進するものである。

耕作者、所有者、担い手が事業及び中間管理機構へ集約することへの同意、また、事業内容、実施条件が対象案件ごとに異なるため、要件に当てはまるかを協議し、事業の採択を受けることができるよう検討する。

(3) ほ場整備事業の詳細な情報提供等について

農地の集積・集約化を推進するうえで農業者は、事業の必要性を理解しているものの、これに係る経済的負担や事業完了後の農地利用の制約等の疑問や不安が先行し、前向きな検討に至らないという現状がある。

ほ場整備事業には複数のメニューがあるが、そのうち、農地中間管理機構関連農地整備事業は、一定の要件があるが農業者負担のない事業もある。

については、ほ場整備事業の種類に応じた採択要件、農業者負担等の詳細な情報の提供など、地域の機運を醸成し、ほ場整備事業の推進を図るための取組を行うこと。

また、事業推進母体の育成など推進体制の整備を行うこと。

【回答】

ほ場整備事業は、農地集団化や農作業の効率化、省力化につながり、担い手農家への農地利用集積を促進し、食料の安定供給と農業の持続的発展につながるため、県内各地で事業が推進されている。

ほ場整備の実施については、機構に貸し付けた農地を農家負担なしでできる「農地中間管理機構関連農地整備事業」や中心経営体に農地の利用を集積・集約化を進める「中心経営体農地集積促進事業」などの上乗せ補助金がある。これらを活用することで受益者負担の軽減が見込まれるが、事業採択には土地改良法の手続などが必要となるので、地域の合意形成を図ったうえで、地元状況に応じてできるだけ農業者の負担とならないよう検討していく。

3 遊休農地の対策に関すること

(1) 遊休農地の再生支援について

農業委員会では、遊休農地の発生防止・解消のため、遊休農地の所有者に対する意向調査に取り組み、所有者の意向に応じて農地の貸借のマッチングや農地の保全管理の指導等を行っている。しかし、荒廃の度合いが進行した遊

休農地についてはその解消が難しく、遊休農地の面積は、ここ数年間増減を繰り返し約30haと横ばいとなっている。また、農地のうち、農振農用地区域や第1種、第2種農地に区分されるものは、農業上の利用を図るべき農地として転用等を制限している。このため、このような区域に存在する遊休農地については、再生利用（耕作者が見つかるまでの保全管理を含む）を目指す必要がある。

については、県の事業「遊休農地再生支援事業」の周知徹底を図ること。また、当該事業の対象外のケース等に対応するため、遊休農地の再生に向け市独自の支援を講じること。

【回答】

県の事業である「遊休農地再生支援事業」については、担い手が遊休農地を解消するための補助金として有効であるため、関係機関等でのチラシの配布やホームページへの掲載等で周知を図っている。

市独自の支援策については、必要性が高い特殊な事情などがある場合については具体的に検討をする必要があると考えている。

遊休農地の解消については、今後も農業委員会と連携し、新たな耕作者を確保するとともに、遊休農地の抑制に向け、農地バンク等による農地の流動化を進めることで、遊休農地の解消に努めていく。

4 中小規模農家の経営維持と支援に関すること

(1) 中小・家族経営体への市独自の経済的な支援等について

認定農業者等の担い手を育成・確保し、農地の集積・集約化を推進することは大変重要なことであるが、本市の農業を持続するには、市内の農家の多数を占める中小・家族経営体の下支えが必要である。

しかし、米価の低迷により収入は減少するなど、農業経営は大変厳しい状況にあるが、中小・家族経営体に対する国・県の支援は少ない。

については、中小・家族経営体が存続できるように、多様な経営スタイルの一つとして集落営農等の組織化の推進体制の整備を行うこと。また、当該組織に対する農業用機械の導入補助など、市独自の経済的な支援を講じること。

【回答】

担い手の育成・確保には、集落営農の組織化・法人化が重要であると考えことから、本市においても、県と連携し、組織化・法人化に向けた相談・手続等設立支援を行っている。また、需要がある作物を生産することが重要であることから「園芸作物生産振興事業」において、個人、法人、集落営農組織に関わらず、農業用機械等の購入に対して支援を行っており、園芸作物の農業機械導入の際活用されている。

今後も、関係機関と連携しながら、市内農業者の経営支援を実施していきたい。

5 鳥獣被害の対策に関すること

(1) 鳥獣被害関連施策の継続実施について

鳥獣害対策は、放任果物・作物くずの除去、鳥獣の行動を考慮した柵の設置、鳥獣の捕獲など、農家・地域・市

が一体となり創意工夫を重ねて継続していくことが大切である。

については、農家・地域への注意喚起の徹底や現行の鳥獣被害対策実施隊の活動、電気柵等の設置費用の補助、狩猟免許取得費用の補助など、関連施策を継続すること。また、既存事業を踏襲せず、事業効果や現場状況に応じて施策の改善を適宜行うこと。

【回答】

侵入防柵柵の設置による「防護」、藪の刈払い等による「環境整備」、有害鳥獣の「捕獲」、3つの基本対策を農家、地域、市が一体となって取り組むことが大切なため、引き続き市広報、ホームページなどにより普及啓発を図っていく。

被害対策としては、鳥獣被害対策実施隊による被害調査、対策指導、有害鳥獣の捕獲の実施と併せ、修繕、機能強化を対象にした防除柵設置事業費補助金、捕獲担い手確保の狩猟免許取得費補助金などの関連施策を継続する。被害が深刻な地域においては、積極的に専門家派遣事業を活用し、効果的な被害対策の検証と実践に取り組んでいきたい。

6 気候変動・地球温暖化とエコ農業に関すること

(1) エコ農業の取組みの拡大について

農林水産省では持続可能な食料システムを構築するため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定した。本戦略では、2050年度までに「農林水産業のCO₂ゼロエミッション化」、「化学農薬使用量の50%低減」、「化学肥料使用量の30%低減」、「有機

農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大」等の目標を掲げている。本市においても、環境に配慮したエゴ農業を更に推進する必要がある。まずは、有数な酪農地帯という特性を活かし、畜産農業と耕種農業との耕畜連携による循環型農業の促進が必要であると考えている。

【回答】

本市では、環境保全型農業直接支払交付金制度により、化学肥料及び化学農薬の使用を低減するとともに、地球温暖化防止等に効果の高い取組に対して支援を行っている。

また、耕畜連携による取組については、水田活用の直接支払い交付金に係る「産地交付金対象取組」に設定し、推進を図っている。

今後については、循環型農業を推進し、環境保全型農業や耕畜連携等の環境に配慮した農業に取り組み農業者を増やすため、更なる周知啓発を図っていく。

(2) 気候変動・地球温暖化に係る対策

近年、気候変動・地球温暖化による局地的な大雨などによる大規模災害が頻発し、農作物や農業用施設等も大きな被害を受けており、農家自身も災害の未然防止・被害軽減対策に取り組む必要がある。

については、気候変動・地球温暖化対策に係る農業関係情報について、関係機関・団体との情報共有や連携強化を図ること。また、本テーマについて、農家への分かり易い情報提供、講演会・

勉強会の開催など、農家が安心して農業ができる環境整備や収入の確保に資する施策を講じること。

【回答】

令和3年度、宇都宮大学と協力して、気候変動が農作物に与える影響を調査し、対応策を検討した。以降、調査に協力した地域農家による自主性を持った組織が立ち上がり、現在も継続して活動している。

また、気象情報会社と連携し、身近な将来の気候変動リスクを分かりやすく提示するため、リーフレット「那須塩原市のピンポイント気候変動予測」を作成、公開した。

今後についても、関係機関や関係団体と連携を図りながら、農家に対して分かりやすく情報を提供できるように努めていく。

7 その他

(1) 食育の啓発及び普及拡大について

食育は生きるうえでの基本であり、食育の施策の徹底が重要である。また、子供に対しての農業に関わる機会の提供は、将来における新規就農者の確保に資することが期待できる。

については、食育の重要性の啓発や食と農に関するファーム体験活動の機会の創設など、食育を推進する施策を講じること。また、講師等には、農業振興に貢献している県農業士や市農業指導士を起用すること。

【回答】

本市では、食育・地産地消推進計画に基づき食育の推進を図っており、学校農園の開設支援、生産者による学校

給食訪問、おにぎり・バターづくり体験講座などの事業を実施している。今後についても、県農業士、女性農業士、市農業指導士を起用し、関係団体等と協力し実施していく。

(2) 水田活用の直接支払交付金の見直し内容の撤回について

国では、水田活用の直接支払交付金に係る交付対象水田の見直しを進めており、「今後5年で一度も水張りしなかった水田」については、交付対象外とする方向である。

転作を推奨しているなか、水張り後の畑への回復、対象水田の担い手への貸付、耕作放棄・遊休農地化、家畜への飼料自給等の数々の問題が起ころうと危惧され、多くの農家から不満の声があげられていることから、本見直し内容を撤回しよう、国・県に働きかけること。

【回答】

本市の地域特性や振興作物等の実情にも十分配慮した柔軟な運用が必要であると考えるため、関係団体と連携しながら、様々な機会を捉え、本市の農業者の現状等について国・県に伝えていきたい。

(3) 市の米、野菜等の宣伝について

県北産の米については、米の食味試験において、近年は特A又はAランクの食味が良好な米と評価されている。しかし、米の需要量は減少し、価格の低迷が続いている。また、野菜類については、那須塩原ブランド認定品目やJAなすのブランド園芸作物（BB9）があるが、購入者の認知度が低い状況にある。については、関係団体等と連携し、

TV、ラジオ、新聞等のマスメディアによる宣伝など、本市産の米や野菜等の販売促進に資する施策を講じること。

【回答】

令和3年度は、ONSEN・ガストロノミー・ウォーキングや八芳園「MUSUBU」でのイベントにおいて、那須塩原ブランド認定品を中心とした食事の提供や販売を行い、地元農畜産物のPRをした。

また、那須塩原ブランド冊子をリニューアルし、周知・啓発を図っている。今後についても、関係団体と連携を図りながら、地元農畜産物の認知拡大を図っていく。

ごみの不法投棄を防ぐため、畦畔等の草刈りを！

雑草が生い茂った場所は、ごみの不法投棄がされやすいことから、農地周辺の草刈りなど周辺環境の整備と管理をお願いします。

農地へのごみの不法投棄でお困りのときは、農業委員会又は廃棄物対策課へご相談ください。

農業委員会 ☎62-7186
廃棄物対策課 ☎62-7144

身近な農機具『草刈機』を安全に使うために

草刈り作業に慣れている農業者は多いと思います。しかし、身近な農機具である草刈機には、非常に高い危険性もあり、労働災害発生率が高い作業の一つで、油断は禁物です。

こうした労働災害を防ぐためには、草刈機を使う方々が安全衛生教育の研修を受講し、草刈機を安全に使用するための知識を地域の方々に共有することが重要になってきており、今回「刈払機取扱作業安全衛生教育講習会」を受講している地区取材しました。

講習会では、厚生労働省で示されているカリキュラムに基づき次の講習が行われていました。

学 科

- ◆刈払機に関する知識
 - (1) 刈払機の構造および機能の概要
 - (2) 刈払機の選定
- ◆刈払機を使用する作業に関する知識
 - (1) 作業計画の作成
 - (2) 刈払機の取り扱い
 - (3) 作業の方法
- ◆刈払機の点検及び整備に関する知識
 - (1) 刈払機の点検・整備
 - (2) 刈刃の目立て
- ◆振動障害及びその予防に関する知識
 - (1) 振動障害の原因
 - (2) 振動障害の予防措置
- ◆関係法令等
 - (1) 労働安全衛生関係法令中の関係条項および関係通達中の関係事項等

実 技

- 刈払機の取り扱い
- 作業の方法
- 刈払機の点検・整備の方法等



講習会終了後、受講者には修了証が交付されました。料金などの対価を受け取って草刈り作業を請負う場合は、この講習を修了していることが必要です。

この講習を通して、日頃使用している草刈機の意外な危険性や、点検・整備の徹底の必要性など、あらためて認識できたと思います。

今後、さらに安全への意識高揚につながるものと期待しています。

～参加者の声～

今までは「足を滑らせたくらいで危ない目に遭う」、ということが他人事でした。

今回の刈払機取扱安全衛生教育講習会を受講したことにより、何よりも「安全第一」ということに、再度気付かされました。

自分の周りでも、刈払機を仕事に使用しているので、機会を作って講習会に参加することを勧めたいと思いました。 (高秀伸喜)

※多面的機能支払交付金制度とは……

農村の地域資源（農用地、水路、農道等）の適切な保全管理を推進し、国土の保全・水源の涵養・自然環境の保全・良好な景観などを、維持していくための活動への支援制度です。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



沼野田和環境保全会では、今回の講習会を多面的機能支払交付金※を活用して開催しています。

◆ 人・農地プランの実現に向けた取り組み

深刻化する担い手不足や高齢化等へ対応するためには、地域ぐるみで作物生産の効率化を見据えた担い手への農地の集約・集積や、耕作者が不在となる農地の活用方策等の実現に向けた取り組みを進めることが大切です。

本年5月には法改正が行われ、地域の将来の農地利用の姿を描き、計画的に集約・集積を進めるため、目標地図を作成し、地域での話し合いを行い、令和6年度末までに地域計画を策定することになります。

農業者の皆様におかれましては、目標地図の作成、人・農地プランの実現に向けた取り組みのご理解とご協力をお願いいたします。

◆ 人・農地プランと各種補助事業の連携状況

人・農地プランの取り組みへは、様々な支援措置があります。

<地区を対象とする支援>

- 機構集積協力金のうち地域集積協力金

<地区の中心経営体を対象とする支援>

- 農地利用効率化等支援交付金 ※農業用機械の補助金
- スーパーL資金金利負担軽減措置
- 経営継承・発展等支援事業
- 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業

詳しくは農林水産省ホームページに掲載されています。

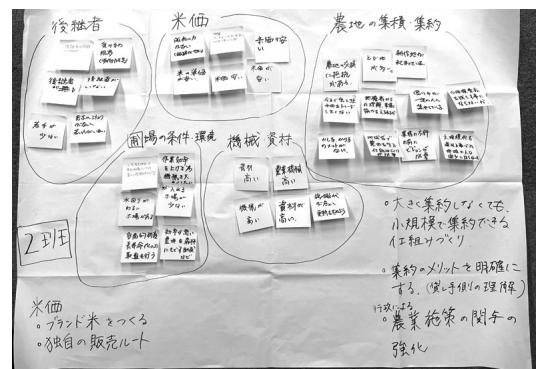
https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi_plan.html



◆ 人・農地プランモデル地区の紹介

那須塩原市では「下大貫地区」を人・農地プランのモデル地区として、昨年度、地域ぐるみでの話し合いを行いました。農地利用最適化推進員などが進行役となり、出席者全員で地域の課題や理想とする将来像などを付箋（右写真）に書き出し、意見交換が行われました。

5年先、10年先の地域農業をどうしていくか、次世代へどうつないでいくか、今年度も話し合いを進めます。



ワークショップ形式で地域の課題について意見交換しました。

那須塩原市の農業産出額（推計）のお知らせ

～ 農業産出額の推移 『全国8位に』 (全国約1700自治体中) ～

調査年	農業産出額	全国順位	県内順位
令和2年	456.5億円	8位	1位
令和元年	443.9億円	11位	1位
平成30年	366.3億円	17位	1位

出典：農林水産省が公表した「令和2年市町別農業産出額（推計）」

生乳産出額は全国2位 (全国約1700自治体中) になりました。





農地の転用や売買・貸借には農業委員会の許可が必要です！

農地は、日本の農業生産の基盤であり、将来にわたる貴重な資源であるため、農地法に基づいて農地を農地以外のものにする（農地転用）や農地転用のための権利（所有権・賃借権等）の設定・移転を規制しており、農業委員会の許可が必要になります。

●農地の転用、所有権移転（売買等）の許可を受けるには、農業委員会に申請書を提出してください

許可申請の締切日は毎月5日（休日の場合、直前の開庁日）となります。農業委員会では、申請内容について、毎月25日（休日の場合、直後の開庁日）に農業委員会総会にて審議します。本市では許可申請の締切日から許可等の処分が決定するまで4週間程度を要します。日程に余裕をもって申請書等の作成、提出をしてください。

●無断転用は違反です

農地転用の許可を受けず、無断で農地を転用した場合、所有者または事業者は、原状回復や罰金等が科される場合があります。また、転用許可後に、事業計画どおりに転用しなかった場合は、工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合があります。農地転用をする場合や許可済みの転用事業が事業計画どおりに実施できなくなった場合は、必ず**農業委員会事務局**にご相談ください。

お問い合わせ先 **農業委員会事務局** 電話 0287-62-7185



那須塩原市農業委員会 令和4年度 総会等日程表（10～12月分）

年	月	申請締切	現地調査		総会
			西那須野塩原	黒磯	
令和4年 (2022年)	10月	9月30日(金)※	20日(火)	21日(金)	25日(火)
	11月	11月4日(金)	21日(月)	22日(火)	25日(金)
	12月	12月5日(金)	21日(水)	22日(木)	26日(月)

※ 10月総会の申請締切は都合により通常と異なりますのでご注意ください。

農地転用申請は添付書類が多く準備に時間がかかる場合がありますので、できるだけ事前に農業委員会にご相談ください。



○農地転用・権利移動の審議

総会(原則、毎月25日に開催)

○その他 次の会議等を開催しました。

- ・第3回農業委員会全体会議(兼第8回農地利用最適化推進会議)を7月29日に開催しました。
- ・運営委員会・農業委員会だより編集委員会を開催しました。

産直コーナー

塩原もの語り館 直売所

塩原名物、採れたて高原野菜を、ご賞味ください。

読者の皆様、お店で待ってま〜す!

塩原温泉にある、もの語り館直売所を紹介しました。この施設は平成15年4月1日にオープンいたしました。営業期間は、4月から11月末までとなりますが、日々多くのお客様で賑わっております。

現在の販売登録者は地域内外から14名の生産者が出品しています。農産品以外にも、ソフトクリーム、塩原名物のとて焼き、シエイクを販売しています。

また直売所で購入して頂いたお客様には発送サービスも行っております。

今回は、売り子さん①&②形式でお話を伺いました。売子さん①は、3人のシフト制で基本は1人で対応しています。今回は名物売りさん①のひとり、渡邊さん(通称キヨちゃん)にお話を聞いてきました。

①一番売れる商品や、忙しい時間帯はどんな感じですか?

②そつねえ、やっぱり那須塩原ブランドのトロカブと高原大根は旬の季節には飛ぶように売れるわね。オープンと同時に、ひとりでトロカブなら10束、高原大根もたくさん抱えて持ち帰ってくれるわよ。10時から12時まではほとんどの商品がはけてしまつたよ。忙しいけど、売り子の腕のみせどころね。それに、これは日陰で過じやすいから午後はお友達が買ひ物ついでにお茶飲みに来てくれて、会話を楽しんでるわ。結構遠くから塩原まで来てくれるのよ。ありがたいわよねえ。

③キヨちゃんの人柄もありますね。長年働いていて驚いた事はありませんか?

④そつねえ。一番驚いたとつつか野菜泥棒が来たのよ。カボチャとかトウモロコシが突然無くなってね。おかしいな〜って思っていたら、斜め前に銀行があるんだけど、そ



の屋上でトウモロコシがじつってるのよ。頭きつちゃつ。カボチャも脇に抱えて持つて行くのよ。

⑤えっ!犯人はサルだったんですね。

⑥そつねえ。今年は正面の建物を取り壊してるから工事の音がうるさくてサルが近くにいなさつたけど油断大敵ね。

⑦獣害対策も考えながらの売り子は大変ですね。

⑧ここ近年は、近くの旅館のご主人がサルの監視をしてくれたり、追い払つてくれて助かるわ。生産者の方々が、せつぱく時間をかけて丁寧な作つてくれたお野菜ちゃんたちだからね。

⑨地域ぐるみの獣害対策が求められてる中、見事な連携プレーですね。

キヨちゃんインタビューありがとうございました。

塩原温泉街のサルは逃げる事なく、観光客に写真を撮られたり、電線をよく登つて余裕寂々に暮らしています。直売所周辺地域では獣害対策の意識が上がつています。売り子さんを中心に農産品を守りたい!そんな気持ちと共に改めて地域に根付いたアットホームな雰囲気塩原もの語り館直売所の魅力です。夏場でも比較的涼しい塩原温泉と塩原もの語り館直売所を直しくお願ひ致します。

(取材)農地利用最適化推進委員 君島陽一

魅力あふれる全国農業新聞

- ・農業経営に役立つ情報満載!
- ・地域づくりのヒントがいっぱい!
- ・暮らしや生活に役立つ話題たくさん!

毎週金曜日(月4回)発行 購読料:月額 700円

購読お申し込みは、農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局(0287-62-7186)まで

農業委員会だより編集委員会

編集委員長
副編集委員長
編集委員

- 松本 忠太
大田原 重夫
市川 一男
江連 節男
加藤 拓央
金田 廣衛
菊地 寿行
君島 良一
島田 利男
花塚 栄
藤田 一郎
室井 孝美
渡辺 豊